

各局（本部）室区長 様

総務企画局長

新型コロナウイルス感染症発生に伴う職員の出勤等及びサービスの取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症発生に伴う本市職員の出勤等について、感染拡大防止の観点から、1のとおり取扱うので通知します。また、サービスの取扱いについて2のとおり通知します。

1 出勤等について

- (1) **職員は、発熱等の風邪の症状が見られるときは出勤を見合わせ、自宅等での療養に努めてください。**また、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上（※）続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）場合や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、居住地の「帰国者・接触者相談センター」に相談し、その指示に従ってください。

※糖尿病などの基礎疾患等のある方は2日程度

【参考】新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省HP）

<https://www.mhiw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

- (2) 職員の同居の家族等が新型コロナウイルスに感染した又は感染が疑われると医師等が判断した場合など、**職員本人が濃厚接触者となった場合についても出勤を見合わせ、医師等の指示に従って自宅待機に努めてください。**

2 サービスについて

- (1) 上記1（1）に該当する場合
年次休暇又は**病気休暇**
- (2) 上記1（2）に該当する場合
有給職免
- (3) 臨時・非常勤職員のサービスの取扱いは、正規職員と異なる部分がありますので、詳細については、担当課より別途通知します。
- (4) 職員のサービスに関する詳細については、担当課より別途通知します。

3 その他

上記の取扱いについて、今後の状況の変化や医学的知見等に基づき新たに見直しが必要となる場合は、その都度通知します。

【職員のサービスに関すること】総務企画局人事部人事課
内線 22131

【その他勤務条件等に関すること】総務企画局人事部労務課
内線 22211

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>